

新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取組と今後の対応について

1 これまでの取組

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応として、3月からの臨時休業、学校再開に向けた分散登校、再開後の感染症の発生への対応など、子どもたちを取り巻く学習環境や日常生活が大きく変化中、県内外の感染状況や国の方針などをふまえ、子どもたちの安全を第一に、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に取り組んできました。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策は、これまでに経験のない対応を求められ、当初は市町との情報共有も円滑にできない部分もありましたが、その後、ガイドラインを示すなど市町教育委員会と連携しながら対応を積み重ねてきました。

(1) 臨時休業中及び学校再開に向けた取組

臨時休業中の取組

(児童生徒の状況把握)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、3月に全国一斉の臨時休業措置がとられた際には、休業中の児童生徒の健康管理の徹底と状況把握、学校から家庭への連絡体制の確保に努めました。

4月からは学校を再開しましたが、県内や近隣県の感染状況をふまえ、4月15日から再び休業としました。

(家庭学習・オンライン学習)

その間の家庭学習については、紙の教材やテレビ放送、オンライン教材等を活用して、学校の状況に応じて学習が進められるよう努めました。県立学校では、5月中旬からオンラインによる授業やホームルームを実施し、学びの継続に取り組みました。その際、パソコンやスマートフォンを所持していない生徒には、端末を貸与し支援しました。

各県立学校では、教職員が主体となってオンライン教育に係る校内研修を実施し、授業の配信や教材の作成などの取組が進められました。

特別支援学校では、家庭でオンラインにより学習するためには、保護者が付き添う必要のある児童生徒も多いことから、保護者の負担となったとの声もありました。また、休業中に家庭で過ごすことが難しい児童生徒もいることに配慮し、感染防止対策を徹底したうえで、必要最小限の人数に絞って登校するなどの対応を行いました。

小中学校では、一部の学校で授業の同時配信を行ったり、教員がオンデマンド教材を作成して配信するなど、工夫した取組が見られました。

臨時休業中の学習面や生活面について、高等学校生徒および小中学校の保護者に実施したアンケートでは、「臨時休業中に生活のリズムが崩れた」「学習時間が減少した」などの回答がありました。

学校再開に向けた取組

5月下旬からは、県内外の感染状況や国が示した考え方をふまえ、時間帯や日によって学年や学級を順次変えるなどの分散登校により、段階的に学校教育活動を再開しました。

再開にあたっては、マスクの着用など基本的な対策の徹底と県立学校へのマスク、消毒液の配備、通学時の「三つの密」を避けるためのスクールバスの増便を行いました。

特に、特別支援学校については、スクールバスの増便とともに、児童生徒の安全確保のため個別の配慮が必要なことから、乗車前の健康観察表による確認、座席の指定と距離の確保、換気の徹底などを行いました。

(2) 学習支援

臨時休業をふまえた対応

学校を再開した際には、休業期間中の児童生徒の学習状況、生活リズムを確認し、補充学習が必要な児童生徒には、負担も考慮しながら指導を行うなど一人ひとりに寄り添った対応を行いました。

学校では、年間指導計画を見直し、行事の見直し・規模縮小や長期休業の短縮等による授業確保に努めました。

オンラインの活用

県立高校では、臨時休業時の取組を生かして、休業措置を行った際や感染等により出席停止となった生徒に加え、不登校の生徒へのオンラインによる学習支援に取り組みましたが、不登校の生徒への支援は一部の学校にとどまっている状況です。

県教育委員会では、臨時休業の措置が行われた際などに、全市町で取組が進むよう、オンライン授業に関する学校の取組事例をまとめた実践ガイド集を各市町教育委員会に提供しました。

学習の定着支援

県教育委員会では、児童生徒の学習に遅れが生じないように、補充的な学習支援等を行う学習指導員を配置する市町の取組を支援するとともに、県立学校および小中学校に消毒作業や健康観察、教材準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置しました。また、小中学校への非常勤講師の配置を拡充するとともに、地域での学習支援や外国人児童生徒への支援に取り組む市町を支援しました。

10月には、子どもたちの学習内容の定着状況を確認できるよう、基本問題で構成したワークシート集等を市町教育委員会に提供するなど、年度内での学習内容の確実な定着に向けた市町の取組を支援しました。

(3) 教育活動の継続

(ガイドラインの策定)

県立学校における臨時休業を解除し学校を再開するにあたり、学校において新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策をとりつつ、教育活動を可能な限り継続させるため、文部科学省の衛生管理マニュアルに加え、県教育委員会でも「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を5月に独自に策定し、登下校時や授業における対策など、児童生徒が不安なく登校できるよう努めてきました。

また、県全体で感染防止や学びの継続の取組が進められるよう、県の方針、県立学校におけるガイドラインを速やかに市町教育委員会に提供してきました。

ガイドラインは、文部科学省や三重県の感染症対策の方針、県内外の感染状況をふまえ、夏季休業明けや、他県で部活動や寮でのクラスターが発生したことをふまえた対応、10月以降の児童生徒及び教職員の感染者の増加への対応など随時改訂を行っています。

8月には、熱中症のリスクのある場合など、マスクを着用する必要のない場合の要件や学校において感染者等が発生した場合の対応を示しました。

(感染が確認された際の対応)

児童生徒または教職員がPCR検査を受けることとなった場合、県教育委員会も関わりながら、臨時休業の実施、行動履歴、児童生徒及び保護者への連絡、児童生徒への指導等の対応について事前に協議・確認しています。

感染が判明した場合、学校は、事前に確認しておいた対応を速やかに実施するとともに、保健所に必要な情報を提供し、保健所と相談のうえ教育活動をできる限り継続できるようにしています。

(県立学校の安全対策)

安全に教育活動ができるよう、県立学校において、特別教室等の空調設備の整備、水道の自動水栓化、教室の換気対策のための網戸の設置などを行いました。

(家庭での感染増加への対応)

12月には、児童生徒の家庭での感染が増加し、学校での感染症対策だけでは、感染拡大を防ぐことが難しいことから、児童生徒の同居家族が濃厚接触者となった場合の学校への連絡及び同居家族の陰性が確認されるまでの当該児童生徒の自宅待機について依頼することとしました。

(特別支援学校における取組)

特別支援学校では、こうした取組に加えて、医療的ケアを必要とする児童生徒については、必要に応じて主治医や学校医に相談のうえ、個別に登校を判断し、ケアの実施にあたっては、手指消毒や使い捨てゴム手袋の使用を徹底しました。

また、給食時の配膳を可能な限りあらかじめ教職員が行うことや、食堂(ランチルーム)に加え、普通教室や空き教室等を活用し感染リスクの低減に取り組みました。

このように家庭の協力を得ながら、子どもたちや教職員が日常の感染防止対策に徹底して取り組むことにより、万が一感染症が発生した場合においても、感染拡大を防ぎ、臨時休業が長期に及ばないように取り組んでいます。

一方で、基礎疾患があったり、感染リスクの高い家族がいたりする場合や、学校において感染が確認された場合など、感染への不安から登校を控えた児童生徒もいました。

(4) 部活動に係る取組

部活動における感染予防対策の徹底と継続に向けた取組

部活動の実施については、3月2日以降の臨時休業期間中は部活動を休止し、6月以降の再開後は自校内の活動から校外での活動等へ段階的に実施しました。

また、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインにおいて、部活動参加者の健康管理の徹底や宿泊、県外への移動を伴う活動での留意事項を明記し、その順守を徹底するとともに、市町教育委員会に提供し、共有を図りました。

その後も、県内外での宿泊を伴う活動や県外での活動について、県内外の感染状況をふまえて対応してきました。

12月から1月にかけて高等学校部活動におけるクラスターが2件発生したことや1月中旬の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」の発出を受け、県外での活動や他県から来県した練習試合等について3月7日までは中止または延期することとしました。

また、各学校では、部活動の実施に際して、ガイドライン等に基づき感染防止対策を講じてきましたが、2件のクラスターが発生したことをふまえて、飲食や休憩、移動など居場所の切り替わりの場面で感染リスクが高まる可能性があることから、県内での活動については、自校内での活動とし、昼食を伴わない午前または午後だけの活動としました。

全国大会の中止とそれに伴う代替大会の開催

今年度は全国高等学校総合体育大会などの全国規模の大会やこれにつながる三重県高等学校総合体育大会が中止となりました。これまで熱心に取り組んできた生徒の思いに応えるため、関係者が協議を重ね、競技ごとに感染症対策を大会要項に規定し、大会運営において徹底しながら、最終学年生徒の部活動成果の発表の場として代替大会が開催されました。

(5) 修学旅行に係る取組

修学旅行については、児童生徒の思い出に残る重要な行事であることから、各学校では実施時期の延期や目的地の変更など工夫して取り組みました。

こうした中で、小中学校では、多くの学校が県南部地域活性化局及び観光局による補助金を活用して、県内での修学旅行を実施しました。

一方で、全国的な感染状況が変化し、予測することが困難であったことから、実施する直前まで判断できなかったこともあり、県立高校では、修学旅行を3学期に予定していたものの、感染拡大の影響で来年度に延期せざるを得なくなった学校もあります。

公立小中学校、県立学校の今年度の修学旅行の実施状況については、以下のとおりです。

公立小中学校の実施状況

学校種	学校数 (義務教育学校含む)	修学旅行を実施した学校		今年度中に修学旅行を実施予定	令和3年度に延期する学校 1	当初より今年度実施予定のない学校 2
		県内	県外			
小学校	348	344	344	0	0	4
中学校	151	143	105	38	2	6
合計	499	487	449	38	2	6

- 1 対象学年が中学2年生で、今年度の実施は見送り、来年度実施予定。
- 2 小規模校のため、隔年実施。

県立高等学校の実施状況

課程	学校数	修学旅行を実施した学校			今年度中に修学旅行を実施予定	令和3年度に延期する学校	今年度修学旅行を実施しない学校	当初より今年度実施予定のない学校 1
		県内	県外	合計				
全日制	54	3	14	17	1	35	1	0
定時制	11	1	1	2	0	2	5	2
通信制	2	0	0	0	0	0	2	0
合計	67	4	15	19	1	37	8	2

- 1 複数年に1回実施。

県立特別支援学校の実施状況

学部	学校数	修学旅行を実施した学校			令和3年度に延期する学校	当該学年の児童生徒が在籍していないため実施しなかった学校	生徒、保護者の意向をふまえて、障がい特性や疾患により感染リスクが高まることから中止した学校
		県内	県外	合計			
小学部	17	10	0	10	0	5	2
中学部	17	11	3	14	0	1	2
高等部	17	9	2	11	3	2	1

(6) 高等学校入学者選抜に係る取組

受検機会の確保に向けた取組

今年度は長期の臨時休業があったことから、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により前期選抜、後期選抜および追検査が受検できなかった志願者については、追々検査を設け受検機会を確保しました。

今年度の前期選抜では、新型コロナウイルス感染症の影響により本検査を受けられず、追検査を受検した志願者は3名ありました。後期選抜では、新型コロナウイルス感染症の影響により受検できなかった志願者はありませんでした。

Webによる合格者発表

令和3年3月18日の合格者発表については、各高等学校での掲示板による発表方法に加え、学校情報ネットワークの専用Webページに合格者の受検番号を掲載します。

(7) 高校生の就職支援に係る取組

年度当初に就職アドバイザーを3名増員して計15名を就職希望者の多い高等学校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と担任を中心に、経済状況が厳しい中でも生徒の進路を実現するための支援体制を整えました。

今年度の採用選考は例年より1か月遅い10月16日から開始されたため、10月末に内定に至らなかった生徒が多い学校には、就職アドバイザーを集中して配置し、進路担当者とともさらなる求人開拓を行いました。

また、生徒がさまざまな企業から直接話を聞く機会として、11月に三重労働局による就職面接会、12月に県教育委員会が主催する合同就職面接会を開催しました。

さらに、1月以降も三重労働局及び公共職業安定所と連携し、就職を希望するすべての高校生の進路実現に取り組んでいます。

今年度は生徒が企業を訪問する機会が少なかったことから、来年度は早い段階から各校の教員や就職のコーディネーターが就職先を訪問し、企業担当者に職場での様子を丁寧に確認し、継続して職場で活躍できるよう支援します。

また、特別支援学校では、教員や雇用関係機関が就職先を訪問して職場での様子を把握し、本人の特性に応じた仕事内容や職場環境について企業と相談するなど、安心して働き続けられるよう一人ひとりの状況に応じた支援に取り組めます。

【令和3年3月県立学校卒業予定者の就職内定率（2月末現在）】

県立高等学校（全日制・定時制） 98.5%

県立特別支援学校高等部卒業予定者 94.7%

(8) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

ネットパトロールの実施

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るため令和2年5月15日からネットパトロールを毎日（平日）実施しています。

検知された書き込みは、2月末現在で157件となっています。いじめにつながるようなものや個人が特定される書き込みはありませんが、その多くは、どの学校で感染者が出たのかなど感染者情報に関するものや、近所で感染者がでたことが怖いなどの書き込みです。

県教育委員会では、報告内容を学校や市町教育委員会と共有するとともに、警察等の関係機関と連携して対応しており、書き込みが削除されるよう法務局に要請を行った事例もあります。また、報告された書き込みから誹謗中傷や人権侵害につながる書き込みが広がっていかないか該当のサイトを継続して注視しています。

「校種別・月別 検知件数」

(単位：件)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
小学校	7	0	10	0	0	0	0	3	5	7	32
中学校	3	0	9	10	4	1	4	4	4	3	42
県立学校	2	1	0	2	1	8	14	6	27	2	63
その他(複数校に係る書込)	0	0	0	0	0	0	10	1	9	0	20
合計	12	1	19	12	5	9	28	14	45	12	157

アプリ「ネットみえ～る」の運用

SNSで児童生徒に関わるいじめや不適切な書き込みを発見した場合に、その書き込みをスクリーンショットで撮り、その画像や被害に係る情報を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を令和2年6月23日から利用開始しています。

アプリのダウンロード数は2月末現在で3,148件となっています。投稿は242件ありますが、そのうち、子どもに関わる投稿は89件です。

投稿内容については、市町教育委員会と学校に共有し、事実確認のうえ、被害児童生徒を守る対応をとるとともに、加害児童生徒が特定された場合は、加害児童生徒に対して指導します。

緊急を要する投稿については、児童生徒の安全の確認、心のケアを最優先に、家庭、学校、市町教育委員会、場合によっては警察等の関係機関と連携して対応します。

人権学習指導資料を活用した学習

児童生徒が不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身につけるよう、令和2年5月に人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」を作成するとともに、9月には、学習指導資料その2として「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました。

これら資料については、県内すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に配付し、各学校の実態に合わせて活用されています。

昨年10月、県立高校の教諭が、生徒の家族が新型コロナウイルス感染症のPCR検査を受けていることを認識していながら、生徒の心情を傷つける発言をしました。生徒の人格を否定する発言はもとより、生徒の人権侵害や差別となる言動は決して許されるものではないことから、臨時の県立学校長会議において、各学校で教職員の人権研修を実施し、さまざまな背景や思いを抱える生徒がどう受け止めるかを考えて指導することを教職員に徹底するよう指示しました。

2 県内公立学校の感染状況（2月末現在）

令和2年2月末現在の月別の感染状況は次のとおりです。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
小学校	1	0	0	1	6	0	4	6	5	22	7	52
中学校	0	0	0	3	7	2	3	6	9	22	5	57
県立学校	0	0	0	0	3	2	2	4	10	24	1	46
児童生徒計	1	0	0	4	16	4	9	16	24	68	13	155
教職員	0	0	0	1	0	1	1	3	11	8	3	28
計	1	0	0	5	16	5	10	19	35	76	16	183

県内全体で感染者数が増加した11月以降、特に年末年始の児童生徒の感染者数が増加しています。

また、教職員については、28名の感染者のうち正規教員が11名、講師が10名、介助員、学習支援員などが7名となっています。

【参考】

全国および本県の児童生徒の感染状況(令和2年6月1日から令和3年1月31日まで)

児童生徒	全国の感染者数(人)	三重県の公立小中高校・特別支援学校の感染者数(人)	全国の感染割合(%)	三重県の公立小中高校・特別支援学校の感染割合(%)
小学校	4,164	44	0.07	0.05
中学校	2,874	52	0.10	0.12
高等学校	4,897	44	0.24	0.12
特別支援学校	172	1	0.12	0.06
合計	12,107	141	0.11	0.08

注1：全国の感染者数は、文部科学省が2月に公表したもので、三重県の感染者数、感染割合は、公立小中高校・特別支援学校を対象。

注2：感染割合は、令和2年度学校基本調査の児童生徒数をもとに算出。

3 新型コロナウイルス感染症に係る生徒及び保護者へのアンケート結果

(1) 県立高等学校生徒へのアンケート結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる臨時休業など、学校の教育活動がさまざまな影響を受けたことを踏まえ、生徒の学校生活や家庭生活等への影響を把握し、来年度以降の取組に生かすため、令和3年2月に8校9課程の2年生を対象にアンケート調査を実施し、1781名から回答を得ました。

アンケートの調査結果の概要は、次のとおりです。

臨時休業中（4～5月）の状況について

学習面では、57.8%の生徒が、「臨時休業中に家庭で受けたオンライン（ライブ配信の）授業や、学校から配信されるオンデマンド講座（教員が録画した解説動画等）」はわかりやすかったと回答しています。また、57.0%の生徒が、「家庭での自主学習（与えられる課題以外の学習）の時間が増えた。」と回答しています。

「家族との会話が増えた。(70.3%)」など、家族との関わりが増えた生徒が、多くいたことが伺われます。また、87.6%の生徒が「趣味に費やす時間が増えた。」と回答しました。一方、「臨時休業の長期化により生活のリズムが崩れた」という問いに対し、約6割の生徒が、また、「自宅で過ごす時間が長くなり、規則正しい食生活を送れなかった。」という問いに対し、約4割の生徒が「そう思う」「ややそう思う」と回答しました。

臨時休業後（6月以降）の状況について

学習面では、56.0%の生徒が、昨年度（1年時）に比べ、ICT（パソコン、スマホ、タブレットなど）を活用する学習（家庭学習を含む）に取り組む時間が増えたと回答し、62.4%の生徒が、授業の進度が速くなったと感じています。

「臨時休業が終わり、会えなかった友だちと再び会えるようになり、昨年度と比べ、学校が楽しく思えた。」という問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した生徒は約65%でした。

学校行事や長期休業の短縮について

約8割の生徒が、学校行事について、中止や延期、規模の縮小、内容の変更などがあつたのは残念だったと感じています。また、約7割の生徒は、その対応については仕方がないと理解を示しています。夏休みが短縮されたことにより、例年実施していたことができなくなったと感じている生徒が約4割おり、その内容は、部活動や旅行、オープンキャンパス、自主学習、ボランティア活動、趣味など多岐に及んでいます。

感染症防止対策について

ほとんどの生徒が、手指消毒、校外でのマスク着用をきちんと行っており、約8割の生徒がソーシャルディスタンスを意識した行動をとっていると回答しています。新しい生活様式を踏まえた学校生活となったことで、昨年度までと比べ、よいこともあつたと感じている生徒は、2割程度でしたが、体調管理や予防など生徒の健康に対する意識の高まりや、学校の感染症対策の徹底や行事の工夫等を肯定的に捉えている声もあります。

(2) 小中学校児童生徒の保護者へのアンケート結果

新型コロナウイルス感染症が学習面や生活面などにおいて子どもたちにどのような影響を与えたか、また、学校の感染症対策や学習指導、長期休業の短縮などについて、令和3年1月に三重県PTA連合会役員の方々に記述式アンケートをお願いし、18名から回答がありました。

主な意見は、次のとおりです。

保護者から見た子どもたちへの影響

ア) 学習面について

- ・いつも家に閉じこもりで、集中力が欠けているように見える。
- ・学習時間は極端に減った。
- ・自己管理できる子どもでなければ家庭での学習は難しい。
- ・わからないときに先生にすぐ聞けない時期があったので、ネットなどの活用ができるが良い。
- ・小学校卒業後の中学校生活への切り替えがうまくできなかった。

イ) 生活面について

- ・ゲーム、テレビ等の時間が増えた。
- ・就寝時間・起床時間が不規則になっていた。
- ・食事の時間が不規則。

ウ) 精神面や体力面について

- ・交友関係も少なくなり気持ちが少し塞がってきているようだ。
- ・家から出ることが少なくなったため、ストレスが溜まっている。
- ・コロナ禍における社会情勢、感染リスクなど子どもながらに不安を抱えた生活であり、今後の情緒等への影響が心配。
- ・子どもたちの運動不足による体重増加や体力低下、部活動・習い事の活動制限による意欲低下。

今年度の学校の対応における課題や来年度への提案

ア) 学校の感染症対策について

- ・感染症対策は十分に実施されている。
- ・マスク、手洗い、うがいを徹底してほしい。
- ・学校への登校に関して、すべての児童が行かないのではなく、半分、若しくは3分の1が交互に登校する等、密にならない状態を作るのが大事なのではないか。
- ・教室内的での密を避けることを考えれば、少人数クラスへの移行が不可欠。
- ・学校の取組を保護者へ通知してもらえるとありがたい。

イ) 学校の授業や家庭学習の指導について

- ・コロナ休校になっても、授業が継続できるようなICT化を進めてほしい。
- ・保護者や子どもたちに対して、正確な情報をいち早く提供をいただくとともに、双方向性のオンライン学習への取組などを前倒して実施を。

- ・保護者会や学年懇談会などを、オンラインやハイブリッド方式で実施できるよう設備やIT推進員の増配などを検討してほしい。
- ・家庭学習を宿題で補うのは無理がある。教師の訪問、リモートなどでの対話が必要。
- ・家庭学習は進んでできる子とできない子の差がついてくると思うので、しっかりとしたカリキュラムを作ってほしい。

ウ) 学校の休業や夏休み・冬休みの短縮について

- ・各休みの短縮は、仕方がない。
- ・授業の遅れなどのため仕方がないが、夏は特に暑い中での登校が心配。
- ・今後、休業となった場合は規則正しい生活が送れるように、web授業やミーティング等取り入れてほしい。
- ・休み中の先生による生活・学習のフォローをリモートでもいいので多くしてほしい。
- ・連絡等をしっかり生徒や家庭ととってもらいたい。

エ) 修学旅行・体育祭(運動会)等の行事について

- ・中止はやめてあげてほしい。修学旅行の行き先を三重県内に変更したことは結果としてよかったと思う。自分たちの生まれ育った地域をあらためて知るという意味も含め、今後も継続していく自治体があるといいと思う。
- ・修学旅行、体育祭、運動会については、子どもたちのかけがえのない思い出、体験学習の機会であることから、可能な限り実施をお願いします。
- ・学校行事は、子どもたちが主役です。制限してでも行えるよう、子どもたちの意見も取り入れてあげてほしい。
- ・情勢に応じた柔軟な対応が出来るのが1番いいと思う。今年の修学旅行に関しては、子どもたちは県内で楽しんで過ごせたみたいで良かったと思う。
- ・保護者の参観や見学などできなかったのでもweb中継や配信など、今後考えてほしい。

オ) その他(自由記載)

- ・進路説明会やオープンスクールが例年どおりでなかったので、子どもたちも保護者も高校選びに悩んだ。
- ・苦しい中でも中学校の部活動を極力実施してもらったのは大変良かった。子どものモチベーション維持にもなったし、社会性の学習という点でもありがたかった。
- ・今後、一斉休校はしないほうがいいと思う。リモートでやるとしても親が家にいない家庭では難しいと感じる。
- ・保護者、学校関係者、教育行政、地域の方など、「学校」に関係する皆さんが、オンラインでミーティングや意見交換ができる機会があればいいかと思う。

4 今後の対応

県教育委員会では、今年度の対応や生徒、保護者からの意見もふまえ、感染防止対策の徹底と学びの継続の両立に向けて以下の取組を進めていきます。

(1) 感染症対策と教育活動の継続

- ・今後も手指消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、毎日の体温報告などの健康管理等の感染防止対策を適切に実施しながら、県内の感染状況、最新の知見、国の方針などをふまえ、児童生徒の教育活動が継続できるよう対応していきます。
- ・教員への支援体制が整い、児童生徒が安全で安心して学校生活を送られるよう、スクール・サポート・スタッフをすべての公立学校に配置します。
- ・感染が発生した場合に、保護者に対し学校の対応をきめ細かく伝え、児童生徒が安心して登校できるようにしていきます。
- ・学校行事については、今年度実施できなかったものもあることから、感染症対策を徹底のうえ、児童生徒が実施方法を考えるなど、工夫した事例も共有しながら、児童生徒の活動が充実したものとなるよう取り組んでいきます。

(2) 学習支援

- ・県立高校において、ICT環境を活用し、一人ひとりに応じた基礎学力の定着に取り組むとともに、感染症や災害発生時の緊急時における学びの継続、不登校の生徒への学習支援に係るオンライン教育の取組を進めます。
- ・オンデマンド動画について、生徒から自分のペースで繰り返し学習できるとの評価があったことから、積極的に学習に取り組めるよう教材の活用を進めます。また、オンラインによる学校間や企業・大学等との交流に取り組みます。
- ・令和3年度以降小中学校で整備される一人一台端末を活用し、小中学校で年度の初めから学力の定着に向けて、子ども一人ひとりの状況に応じた丁寧な指導が実施できるよう、学習指導員の配置を行います。
- ・就職を希望する生徒の進路実現に向けて、早い時期から就職実現コーディネーターを活用して、求人開拓や進路相談等に取り組みます。

(3) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

- ・ネットパトロールやアプリ「ネットみえ～る」などの取組を引き続き進めるとともに、これらの取組から得られた事例等に基づき、児童生徒がいじめや誹謗中傷について自ら考え、学ぶことができる教材を作成し、各学校に提供します。
- ・不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーについて各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも配置します。また、児童生徒の日常的な相談に対応するため、新たに教育相談員を中学校と高校に配置します。
- ・県立学校において、感染症に関わり教職員による児童生徒の心情を傷つける発言があったことを受け、教職員一人ひとりが自らの言動が児童生徒に与える影響の大きさを認識し、日々の教育にあたれるよう、県教育委員会、学校での各種研修において徹底します。